

2021年4月7日

新1年生の保護者の皆さま

常翔啓光学園高等学校 事務室

【国】高等学校等就学支援金の申請について

就学支援金は、学校が生徒全員分の申請をとりまとめ、受給の手続きをします。つきましては、下記のとおり申請書等を提出してください。

なお、所得のオーバーなどで、就学支援金の受給対象にならない方も、受給資格認定申請書で、「申請をしない」ことの意味表示をすることが必要です。

記

生活保護受給世帯の方は提出書類が異なります。
事務室にご連絡ください。

- 1 提出書類 (1) 高等学校等就学支援金 受給資格認定申請書 (初回時) **全員提出**
※申請をしない場合でも、必要事項を記入し、提出してください。
(2) 個人番号カード(写)等貼付台紙 **申請者のみ**
※専業主婦(夫)であっても、個人番号カード(写)等が必要です。
- 2 提出期限 2021年4月14日(水)
- 3 提出先 常翔啓光学園高等学校 事務室 (1号館1階)
- 4 留意事項 (1) 申請が遅くなると支給を受けることができなくなります。
(2) 支給額は授業料と相殺します。
(3) 所得確認の対象となる保護者等は、原則「親権者」であるため、必ず「親権者」の状況を確認のうえ、申請書を記載してください。誤ったまま申請・支給が行われた場合は、不正利得として受給額が徴収されます。偽り、不正があった場合は、懲役または罰金に処されます。
(4) 後日、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに事務室にご連絡ください。それがない場合、支給を受けられなかったり、さかのぼって返金しなければならないことがあります。

■申請内容の変更の例■

- ①保護者等の変更(婚姻、その解消など)、②子どもの人数の増加、
- ③転居、④税の修正(修正申告などによる住民税の変更)

以上

常翔啓光学園高等学校 事務室
電話 072-848-0521 (担当:高月)